

## 五所川原市議会議長交際費支出基準及び公表に関する要綱

平成 23 年 4 月 1 日

改正 令和元年 8 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、議長（代理として副議長が行う場合も同様とする。）が市議会を代表して行う、交際に必要な経費（以下「議長交際費」という。）の適正な支出を図るため、その種類、支出範囲、支出基準額及び支出内容の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類、支出範囲及び支出基準額)

第 2 条 議長交際費の種類及び支出範囲は次に掲げるとおりとする。

- (1) 弔慰 葬儀における香典、弔花等について支出する。
- (2) 慶祝 祝賀会、記念式典、行事等に出席する場合に支出する。
- (3) 会費 各種団体等の主催する総会、新年会、懇親会等に出席する場合に支出する。
- (4) 賛助 市費からの補助又は助成がなく、公に認められた団体等で、その事業の趣旨が明確なもので、賛同できる行事等の開催に対して支出する。
- (5) 接遇 各委員会等の議員派遣の視察における、訪問先への土産等に要する経費及び接遇に係る支出。
- (6) その他 前各号に掲げるもののほか、議長が議会運営上の必要により支出する経費。

2 議長交際費の支出基準額は別表第 1 及び別表第 2 に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、宗教、政党その他の政治団体又はその支部に対するものについては支出しない。

(支出内容の公表)

第 3 条 議長は、議長交際費の支出内容について、毎月、当月分を翌月末までに五所川原市議会ホームページに掲載するとともに、議会事務局において縦覧に供することにより公表する。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出内容
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額

3 第 1 項の規定による公表の期間は、議長交際費を支出した月の属する年度の末日の翌日から起算して 3 年間とする。

4 議長交際費の公表にあたっては、個人情報保護に十分配慮するものとする。

(見直し)

第 4 条 交際費の支出基準については、社会経済情勢に配慮し、適宜見直しをするものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種類	支出基準額
(1) 弔慰	別表第2による。
(2) 慶祝	(1)会費の額 (2)案内に会費等の記載がない場合等は、次に掲げるとおりとする。 ア 集会所等 3,000 円 イ ホテル等 5,000 円 祝花は、20,000 円以内 ただし、結婚に係るものは別表第2による。
(3) 会費	(1)会費の額 (2)案内に会費等の記載がない場合等は、次に掲げるとおりとする。 ア 集会所等 3,000 円 イ ホテル等 5,000 円
(4) 賛助	社会通念上妥当と認められる金額
(5) 接遇	社会通念上妥当と認められる金額
(6) その他	社会通念上妥当と認められる金額

別表第2（第2条関係）

対象	弔慰	慶祝（結婚）
常勤の特別職員	盛花 20,000 円	20,000 円 （会費の場合は 会費を限度）
国会議員（選挙区）	香典 10,000 円	
県議会議員（選挙区）	法事 20,000 円 （会費の場合は 会費を限度）	
市議会議員		
上記のいずれにも属さない場合 で、議長が特に必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる金額	